

▼大崎町公共下水道条例の制定

公共下水道事業認可区域のうち、約八十ヶ所が平成十四年度末に供用開始される予定になったことにもない、公共下水道

の管理及び使用について、下水道法その他の法令で定めるものの他必要な事項を定めるものです。条例の主なものは、排

水設備に関するもの、使用料並びに排除汚水量の算定等です。

▼大崎町公共下水道事業受益者負担金条例の制定

現在、整備を進めている、下水道事業に要する費用の一部にあてるため、都市計画法七十五条の規

定に基づき徴収する受益者負担金について、必要な事項を定めるものです。条例の主なものは、受

益者負担金の額を一戸あたり十五万円とし、徴収方法や猶予・免除等について定めているものです。

◎その他

▼大崎クリーンセンターの建設工事委託に関する変更協定の締結

協定の金額「四億八百
万円」を「三億三千八百
万円」に変更するもの
で、減額理由は、入札差

額によるものです。

▼町有財産（土地）の無償貸付について

誘致企業の株式会社ダイツール技研の工場用地として、町有地を、引き

続五年間の無償貸付を行います。



誘致企業のダイツール技研